



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年5月15日火曜日 第2975号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....（漁政課）... 378

告 示

地籍調査事業計画の公表.....（農政課）... 379

肥料登録有効期間の更新.....（農産園芸課）... 379

水防警報を行う河川の指定の一部改正.....（河川課）... 379

土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....（東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課）... 380

土地改良区の定款変更の認可（7件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 382

土地改良区の管理規程の認可（2件）.....（"）... 382

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 384

道路の区域変更（一般国道440号）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 384

道路の区域変更（県道猪伏西谷線）.....（"）... 384

道路の区域変更（県道柳谷美川線）.....（"）... 385

公営企業告示

病院の業務に係る公金の収納の事務の委託（3件）.....（公営企業管理局総務課）... 385

規 則

○愛媛県規則第30号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年5月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後平成31年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>省略</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後平成30年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第504号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成30年度の事業計画を、平成30年4月1日次のとおり定めた。

平成30年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要	
松山市	内宮地区の一部	平成31年3月20日まで	地籍調査	
	勝岡地区の一部	"	"	
	藤野地区	"	"	
	城山地区	"	"	
	馬木地区の一部	平成31年3月31日まで	"	
	和気地区	"	"	
	南吉田地区の一部	"	"	
	恩地地区	"	"	
	大井野地区	"	"	
	上総地区	"	"	
今治市	水口地区	"	"	
	衣子町、北鳥生町、土橋町、横田町の一部	平成31年3月20日まで	地籍調査	
	広紹寺町の一部	"	"	
	石橋町、土橋町の一部	"	"	
	広紹寺町、石橋町、立花町、郷本町、郷六力内町、郷新屋敷町、土橋町、北鳥生町の一部	"	"	
	立花町、郷本町、郷六力内町、郷新屋敷町、北鳥生町の一部	"	"	
	立花町、河南町、郷本町、郷六ヶ内町、郷新屋敷町、八町西の一部	平成31年3月31日まで	概況調査	
	宇和島市	下畑地の第8	平成31年3月20日まで	地籍調査
		高串の第1	"	"
		高串の第2	"	"
下畑地の第9		"	"	
高串の第3		"	"	
八幡浜市	高串の第4	"	"	
	日土5番耕地の一部	平成31年3月20日まで	地籍調査	
	向灘・北浜一丁目・大平の一部	"	"	
八幡浜の一部（新町、松本町など）	"	概況調査		

○愛媛県告示第506号

水防警報を行う河川の指定（平成20年10月愛媛県告示第1449号）の一部を次のように改正する。

平成30年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
水系名	河川名	区 間		水系名	河川名	区 間	
重信川	省略			重信川	省略		
肱川	小田川	左岸 喜多郡内子町知清（知清橋上流350メ					

	日土町5・8番耕地の一部	平成31年3月31日まで	地籍調査
	古町・広瀬・大谷口の一部	"	"
新居浜市	大生院戸屋鼻の一部	平成31年3月20日まで	地籍調査
	東田の一部、光明寺の一部	平成31年3月31日まで	"
	船木坂ノ下、長野の一部	"	"
	観音原の一部	"	"
西条市	弟地、茂津、保土野の一部	"	"
	氷見の一部	平成31年3月31日まで	地籍調査
	中野の一部、黒瀬の一部	平成31年3月20日まで	"
大洲市	沖浦第5計画区	平成31年3月31日まで	地籍調査
	宇津第2計画区	"	"
	宇津第3計画区	"	"
	沖浦第6計画区	"	"
四国中央市	宇津第4計画区	"	"
	金生町山田井9	平成31年3月20日まで	地籍調査
	川滝町下山・領家4	"	"
	土居町上野9	平成31年3月31日まで	"
	富郷町豊坂1	"	"
松前町	川滝町下山・領家3	"	"
	富郷町寒川山3	"	"
	金生町山田井10	"	"
松前町	筒井、北黒田の一部	平成31年3月20日まで	地籍調査
	筒井、浜、北黒田の一部	"	"

○愛媛県告示第505号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成30年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成33年6月5日	愛媛県第1236号	魚廃物加工肥料	日振島魚廃物加工肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	うわのみ漁業協同組合 愛媛県宇和島市築地町2丁目5番18号

	ートル) から 喜多郡内子町宿間甲881番3地先まで 右岸 喜多郡内子町内子(知清橋上流350メ ートル) から 喜多郡内子町大久喜甲29番1地先まで
省略	

省略	

○愛媛県告示第507号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市神拝土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月15日

愛媛県東予地方局長 高橋 正浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 麻 市	西条市明屋敷410 - 3
"	田 坂 廣 志	西条市喜多川527
"	徳 永 俊 治	西条市樋之口173
"	松 本 義 之	西条市樋之口174 - 2
"	上 路 茂	西条市喜多川684
"	上 路 利 春	西条市樋之口115
"	安 永 順 一	西条市喜多川103
"	村 上 勝 則	西条市喜多川466
"	田 坂 邦 夫	西条市樋之口119 - 1
"	井 上 隆	西条市樋之口327 - 2
"	藤 田 孝 明	西条市喜多川107
"	白 石 光 雄	西条市神拝甲420 - 3
"	山 地 保 典	西条市古川甲128 - 2
"	薦 田 豊	西条市神拝甲143
"	山 路 健	西条市神拝甲216 - 3
"	山 地 義 明	西条市古川甲149 - 7
"	山 地 美 知 一	西条市古川甲147
監 事	塩 見 久 米 馬	西条市明屋敷636
"	石 川 篤 志	西条市喜多川93

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 麻 市	西条市明屋敷410 - 3
"	高 橋 文 一	西条市古川甲211
"	徳 永 俊 治	西条市樋之口173
"	松 本 義 之	西条市樋之口174 - 2
"	上 路 茂	西条市喜多川684
"	上 路 利 春	西条市樋之口115
"	田 坂 徹	西条市喜多川476
"	村 上 勝 則	西条市喜多川466
"	田 坂 邦 夫	西条市樋之口119 - 1
"	井 上 隆	西条市樋之口327 - 2
"	藤 田 孝 明	西条市喜多川107
"	石 川 定 克	西条市喜多川67

"	石 川 篤 志	西条市喜多川93
"	薦 田 豊	西条市神拝甲143
"	山 路 健	西条市神拝甲216 - 3
"	山 地 一 美	西条市古川甲214
"	山 地 美 知 一	西条市古川甲147
監 事	星 加 康 博	西条市喜多川354 - 7
"	塩 見 久 米 馬	西条市明屋敷636

○愛媛県告示第508号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東温市北方土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	桑 原 正 敏	東温市北方2912番地3

○愛媛県告示第509号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	瀧 本 久 志	松山市安城寺町1325 - 3
"	宮 本 弘	松山市安城寺町1099
"	遠 藤 宗 敏	松山市安城寺町975 - 2
"	赤 沼 隆 男	松山市安城寺町717 - 4
"	井 上 芳	松山市安城寺町1298
"	佐 野 建 典	松山市安城寺町1108
"	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218
"	渡 部 孝 志	松山市安城寺町1345 - 2
"	氏 川 梅 三	松山市安城寺町161 - 3
"	遠 藤 博 志	松山市安城寺町994
"	野 本 正 志	松山市安城寺町1233
"	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048 - 8
"	白 石 雄 一	松山市安城寺町1533 - 2
"	渡 部 健 司	松山市安城寺町1559 - 2

〃	有 田 元一郎	松山市安城寺町1244
〃	本 田 和 美	松山市安城寺町1645
〃	門 田 尚 夫	松山市安城寺町1057
監 事	乘 松 直 英	松山市安城寺町989
〃	洲之内 長	松山市安城寺町1206
〃	芳之内 省 平	松山市安城寺町1286

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳ノ内 方 文	松山市安城寺町1596
〃	一 色 孝 史	松山市安城寺町1113 - 1
〃	芳之内 正 幸	松山市安城寺町993
〃	赤 沼 隆 男	松山市安城寺町717 - 4
〃	井 上 芳	松山市安城寺町1298
〃	佐 野 建 典	松山市安城寺町1108
〃	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218
〃	渡 部 孝 志	松山市安城寺町1345 - 2
〃	氏 川 梅 三	松山市安城寺町161 - 3
〃	瀧 本 久 志	松山市安城寺町1325 - 3
〃	野 本 正 志	松山市安城寺町1233
〃	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048 - 8
〃	矢 野 康 伸	松山市安城寺町1614
〃	乘 松 昭 夫	松山市安城寺町1095
〃	有 田 元一郎	松山市安城寺町1244
〃	本 田 昭 二	松山市安城寺町1652
〃	門 田 尚 夫	松山市安城寺町1057
監 事	乘 松 直 英	松山市安城寺町989
〃	洲之内 長	松山市安城寺町1206
〃	芳之内 省 平	松山市安城寺町1286

○愛媛県告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	友 澤 光 則	松山市小栗 5丁目 9 - 20
〃	澤 田 悟	松山市小栗 3丁目 4 - 43
〃	新 家 稔	松山市雄郡 1丁目 2 - 2
〃	竹 嶋 秀 明	松山市小栗 2丁目 4 - 8
〃	松 本 敏	松山市小栗 7丁目 10 - 39
監 事	澤 田 茂	松山市小栗 3丁目 4 - 40
〃	神 野 邦 彦	松山市小栗 6丁目 8 - 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	友 澤 道 滋	松山市小栗 5丁目 6 - 15
〃	友 澤 光 則	松山市小栗 5丁目 9 - 20

〃	澤 田 悟	松山市小栗 3丁目 4 - 43
〃	新 家 稔	松山市雄郡 1丁目 2 - 2
〃	竹 嶋 秀 明	松山市小栗 2丁目 4 - 8
監 事	澤 田 茂	松山市小栗 3丁目 4 - 40
〃	神 野 邦 彦	松山市小栗 6丁目 8 - 5

○愛媛県告示第511号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市坂本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 精 作	松山市浄瑠璃町144 - 2
〃	相 原 実	松山市浄瑠璃町818
〃	原 順 二	松山市浄瑠璃町491 - 3
〃	相 原 義 則	松山市久谷町甲521 - 2
〃	光 田 和 弘	松山市久谷町甲395 - 1
〃	谷 口 洋 介	松山市久谷町1762
〃	米 田 千 沖	松山市窪野町乙21 - 1
〃	二 神 学	松山市窪野町甲353 - 1
〃	檜 山 敬 介	松山市窪野町1606
監 事	尾 崎 正 夫	松山市浄瑠璃町111 - 2
〃	川 井 秀 一	松山市久谷町2205
〃	北 住 健 二	松山市窪野町577

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 神 良 孝	松山市浄瑠璃町864
〃	松 田 達 也	松山市浄瑠璃町456
〃	大 野 精 作	松山市浄瑠璃町144 - 2
〃	松 本 三 郎	松山市久谷町54
〃	相 原 義 則	松山市久谷町甲521 - 2
〃	谷 口 洋 介	松山市久谷町1762
〃	二 神 明 正	松山市窪野町2219
〃	武 智 真 吾	松山市窪野町 2
〃	大 野 辰 昭	松山市窪野町2139
監 事	尾 崎 正 夫	松山市浄瑠璃町111 - 2
〃	川 井 秀 一	松山市久谷町2205
〃	岡 田 博 芳	松山市窪野町831

○愛媛県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町岡田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	叶 田 健 一	伊予郡松前町大字大間484 - 1
"	伊賀上 典 久	伊予郡松前町大字大間216
"	渡 部 均	伊予郡松前町大字上高柳359
"	仙 波 俊 三	伊予郡松前町大字上高柳167
"	池 内 成 和	伊予郡松前町大字恵久美93 - 2
"	喜 安 興	伊予郡松前町大字恵久美524
"	重 川 鐵	伊予郡松前町大字昌農内174
"	喜 安 光 男	伊予郡松前町大字昌農内576
"	有 光 大 岳	伊予郡松前町大字西高柳149
"	川 中 勲	伊予郡松前町大字西高柳350
"	重 松 美 明	伊予郡松前町大字西古泉137 - 4
"	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76
"	喜 安 眞 造	伊予郡松前町大字北川原70 - 1
"	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357 - 2
"	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890 - 2
"	山 本 又 雄	伊予郡松前町大字北川原1574 - 1
監 事	足 立 泰	伊予郡松前町大字上高柳275
"	橋 明 憲	伊予郡松前町大字恵久美455
"	重 川 良	伊予郡松前町大字昌農内631 - 2
"	忽 那 繁 也	伊予郡松前町大字北川原729

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	叶 田 健 一	伊予郡松前町大字大間484 - 1
"	伊賀上 典 久	伊予郡松前町大字大間216
"	渡 部 均	伊予郡松前町大字上高柳359
"	加 藤 孝 次	伊予郡松前町大字上高柳117
"	池 内 靖	伊予郡松前町大字恵久美117
"	喜 安 興	伊予郡松前町大字恵久美524
"	喜 安 長 徳	伊予郡松前町大字昌農内579
"	喜 安 光 男	伊予郡松前町大字昌農内576
"	有 光 大 岳	伊予郡松前町大字西高柳149
"	烏 谷 忠 夫	伊予郡松前町大字西高柳118
"	常 盤 尚 徳	伊予郡松前町大字西古泉23
"	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76
"	喜 安 眞 造	伊予郡松前町大字北川原70 - 1
"	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357 - 2
"	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890 - 2
"	山 本 達 雄	伊予郡松前町大字北川原1550
監 事	大 政 一 夫	伊予郡松前町大字大間180
"	川 中 勲	伊予郡松前町大字西高柳350
"	重 松 美 明	伊予郡松前町大字西古泉137 - 4
"	山 本 又 雄	伊予郡松前町大字北川原1574 - 1

○愛媛県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市東長戸土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

○愛媛県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

○愛媛県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市上村土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

○愛媛県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市上林土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

○愛媛県告示第517号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市南野田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

○愛媛県告示第518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市志津川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

○愛媛県告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市南方土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

○愛媛県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、道後平野土地改良区の3号幹線頭首工（ありふり堰）の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 3号幹線頭首工（ありふり堰）（以下「頭首工」という。）地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高73.00メートルを上限とし、標高71.60メートルを下限とする。

イ 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行い、かつ、

河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 頭首工の水位が、自動転倒堰高（標高72.60メートル）より0.2メートルを越えると自動転倒堰は自動的に転倒し、下流に全量放水できる状態におくものとする。

イ 頭首工の水位が低下した後、取水を必要とするときは、自動転倒堰を起立させるものとする。

(3) 取水に関する事項

ア 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地に必要な水量を取水するものとする。

イ かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位および取水量に応じて自動転倒堰の堰上高及び取入水門ゲートの開度を調節してするものとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

イ 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台から関係地域に対して、降雨に関する警報が発せられたとき。

イ 管理者は、前項の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台、市町、土地改良区、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。

(イ) 頭首工の操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

(ウ) 洪水に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合は、洪水警戒体制を解除するものとする。

エ 管理者は、気象庁により、愛媛県松山市において震度4以上の地震が発表されたときは、直ちに頭首工の異状の有無を点検し、異状を認められたときは速やかに必要な措置をとること。

オ 管理者は、かんがい期間において、頭首工の水位が標高71.60メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(ア) 気象

(イ) 水象

(ウ) ゲートの操作の時刻及び開度

(エ) 点検及び整備に関する事項

(オ) その他頭首工の管理に関する事項

○愛媛県告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、道後平野土地改良区の蔵之町堰の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成30年 5月15日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 蔵之町堰（電気施設、その他の附帯施設を含む。以下頭首工という。）地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高17.61メートルを上限とし、標高14.40メートルを下限とする。

イ 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行い、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 頭首工の水位が標高17.61メートル（上限）を超えたときは、取入水門ゲートを閉扉するものとする。

イ 石手川蔵之町伏越暗渠に異常が発生した場合は、堤内止水ゲートを閉扉するものとする。

(3) 取水に関する事項

ア 毎年6月6日から翌年6月5日までをかんがい期間とする。

イ 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

ウ 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次表に掲げる量を基準とする。

（単位：毎秒立方メートル）

期 間	かんがい期間		
	6月6日から 6月14日まで	6月15日から 10月31日まで	11月1日から 翌年6月5日まで
最大取水量	0.513m ³ /s	0.277m ³ /s	0.150m ³ /s
年間総取水量	5,090,000m ³ 以内		

エ かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位および取入水門ゲートの開度を調節してするものとする。

オ 取水量の測定は、石手川右岸堤内地に取り付けている流量計により測定するものとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

イ 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、

その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台から関係地域に対して、降雨に関する警報が発せられたとき。

イ 管理者は、前項の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台、市町、土地改良区、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。

(イ) 頭首工の操作に必要な機械及び器具の点検を行うこと。

(ウ) 洪水に関し必要な措置をとること。

ウ 管理者は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合は、洪水警戒体制を解除するものとする。

エ 管理者は、気象庁により、愛媛県松山市において震度4以上の地震が発表されたときは、直ちに頭首工の異状の有無を点検し、異状を認められたときは速やかに必要な措置をとること。

オ 管理者は、かんがい期間において、頭首工の水位が標高14.40メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(ア) 気象

(イ) 水象

(ウ) かんがい用水取水量

(エ) ゲートの操作の時刻及び開度

(オ) 点検及び整備に関する事項

(カ) その他頭首工の管理に関する事項

○愛媛県告示第522号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 26) 第 11855 号	平 成 27 年 3 月 3 日	(有) セキヤ 設 備	今 井 稔	松 山 市 姫 原 3 - 7 - 12	平 成 30 年 4 月 5 日	管 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 29) 第 17014 号	平 成 29 年 5 月 23 日	(株) F o r e s t C r e w	村 上 博 基	東 温 市 上 林 甲 3007 - 1	平 成 30 年 4 月 5 日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 25) 第 14134 号	平 成 25 年 11 月 2 日	伊 予 鉄 道 (株)	佐 伯 要	松 山 市 湊 町 4 - 4 - 1	平 成 30 年 4 月 9 日	土 木 工 事 業、建 築 工 事 業 電 気 工 事 業、造 園 工 事 業 消 防 施 設 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 26) 第 15536 号	平 成 26 年 4 月 22 日	岩 市 建 築	岩 市 建 二	松 山 市 今 在 家 2 - 11 - 26	平 成 30 年 4 月 12 日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 26) 第 15572 号	平 成 26 年 6 月 25 日	山 本 建 設	山 本 佐 敏	上 浮 穴 郡 久 万 高 原 町 七 鳥 2275	平 成 30 年 4 月 24 日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 止

○愛媛県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	440 号	上 浮 穴 郡 久 万 高 原 西 谷 字 古 味 3224 番 从 同 字 3237 番 2 ま で	旧	メ ー ト ル 16.9 ~ 43.9	キ ロ メ ー ト ル 0.137	
			新	17.6 ~ 79.4	0.137	

○愛媛県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9454番2から 同字9478番3地先まで	旧	メートル 4.6～43.1	キロメートル 0.271	
		上浮穴郡久万高原町西谷字高野9466番2から 同字9478番3まで	新	9.1～46.0	0.271	

○愛媛県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4656番2から 同町日野浦4773番地先まで	旧	メートル 6.1～29.8	キロメートル 0.283	
		上浮穴郡久万高原町日野浦4656番2から 同町日野浦4772番まで	新	6.1～33.1	0.283	
"	"	上浮穴郡久万高原町日野浦4821番2から 同町日野浦4860番地先まで	旧	6.7～59.9	0.282	
		同町日野浦4860番地先まで	新	6.7～67.5	0.282	

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年 5月15日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

- 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県立今治病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、16時から17時15分）
- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
- 委託期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

○愛媛県公営企業告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年 5月15日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

- 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県立南宇和病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時、16時から17時45分）
- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ソラスト松山支社
愛媛県松山市南堀端町5番地8
- 委託期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

○愛媛県公営企業告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年 5月15日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

- 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県立新居浜病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時、16時から17時15分）
- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
- 委託期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで